

公有財産売買契約書（案）

1 物件の表示

末尾記載のとおり

2 契約金額及び支払方法

	支払期限	金 額
A 売 買 代 金	本契約締結日から21営業日以内	円
B 契 約 保 証 金	本契約締結前までに納付する。	円
C 差し引き金額 (A－B)	令和○年○月○日	円

3 その他約定事項

	内容
所有権移転・引渡し	上記Cを完納したときに、行われたものとする。
契約に必要な費用	買主が収入印紙代 ○円を負担する。
登記に必要な費用	買主が登録免許税を納付する。

4 契約不適合責任

	内容
契約不適合責任	買主は売主に対し、引き渡された売買物件の種類又は品質が本契約に適合しないことを理由として、売主に対し追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができない。

札幌市（以下「売主」という。）と〇〇（以下、「買主」という。）とは、公有財産の売買について、次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 売主及び買主は、信義を重んじ誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 売主は、標記物件（以下「売買物件」という。）を買主に売り渡し、これを買主は、所在及び面積を確認して売主から買い受ける。

2 売買物件の面積は、別添図面等資料による面積であり、買主は、本数量をもって契約面積とすることを了承するものとする。

（売買代金）

第3条 売買代金は、金〇円とする。

2 前項における売買代金の内訳は、以下のとおりとする。

土地 〇円

3 買主は、第1項の売買代金から次条第1項の契約保証金を差し引いた金〇円を、売主の発行する納入通知書により令和〇年〇月〇日までに一括納入しなければならない。

（契約保証金）

第4条 買主は、契約締結までに契約保証金として、金〇円（売買代金の10%）を売主に支払うものとする。

2 売主は、買主が前条第3項に規定する義務を履行したときに、契約保証金の全部を売買代金の一部に充当する。

3 売主は、買主が前条第3項に規定する義務を履行しなかったときに、契約保証金の全部を売主に帰属させる。

（所有権の移転及び売買物件の引渡し）

第5条 売買物件の所有権は、買主が売買代金（第3条第3項に規定する指定期限までに売買代金を納入しない場合にあつては、第17条第1項第3号に規定する違約金を含む。）を完納したとき、売主から買主へ移転する。

2 前項の規定により所有権が移転したとき、同時に売買物件の現況での引渡しが行われたものとする。

（従物の帰属）

第6条 売買物件に従属する残置物等（以下「備品等」という。）は、第5条第1項の規定により所有権が移転したとき、買主に帰属する。ただし、公共ますを除く。

2 その他疑義のある備品等の存在が発覚した場合は、売主と買主が協議のうえ帰属について定める。

（登記の嘱託）

第7条 買主は、第5条第1項の規定により売買物件の所有権が移転した後、その所有権移転の登記に必要な一切の書類を売主に提出し、売主は遅滞なく所有権移転の登記を嘱託するものとする。

2 前項の登記の嘱託に要する費用は、買主の負担とする。

(危険負担)

第8条 本契約締結の時から第5条第2項に規定する引渡しの時までにおいて、売買物件が天災地変その他売主又は買主のいずれの責めに帰することのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能になったときは、売主及び買主は書面により通知して、本契約を解除することができる。また、買主は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

2 売主は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって売買物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、売主は、売買物件を修補して買主に引き渡すことができるものとする。この場合、第3条第3項及び第5条の規定にかかわらず、売買代金の納入期限及び売買物件の引渡し時期は売主及び買主が協議のうえ、別途定めるものとする。

3 売買物件の引渡し前に、第1項の事由によって売買物件が滅失又は損傷したときであっても、買主は売主に対して、代金減額を請求することはできない。

(特約条項)

第9条 買主は、売買物件が売買契約書添付の物件説明書(別紙)に記載の内容であることを了承したうえ、売買物件を買い受けるものとする。

2 売買物件に関して、売主が第三者と締結した確認書や覚書等(以下「確認書等」という。)があるときは、買主は、第5条第2項に定める引渡しの日から確認書等に記載された全ての事項について売主の地位を承継するものとし、売主に代わり、確認書等の内容を誠実に遵守しなければならない。

(契約不適合責任)

第9条の2 買主は、第5条第2項に規定する引渡しの日以後、売買物件の種類又は品質が本契約に適合しないことを理由として、売主に対し追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができない。

(土地利用指定及び期間)

第10条 買主は、第5条第2項に規定する引渡しの日から10年間(以下「指定期間」という。)は、公募提案型売却の応募時に提出した事業計画書(以下「計画書」という。)の内容に従い、売買物件を利用しなければならない。

2 買主は、建築確認等の諸手続きの前に、建築計画の概要と計画書の整合性についてあらかじめ売主の確認を受けなければならない。また、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認済証及び同法第7条第5項の規定による検査済証の交付を受けたときは、それらの写しを売主に提出するものとする。

3 買主は、第1項の期間に事業実施上などの理由で計画書の内容を変更する必要がある場合は、売主の承諾を得なければならない。

(所有権移転等の制限)

第11条 買主は、指定期間内において、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、計画書において予定されていた場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ書面により申し出て売主の承諾を受けた場合は、この限りではない。

- (1) 売買物件及び売買物件の土地に建築する建物の所有権を第三者に移転又は設定しないこと。
- (2) 売買物件及び売買物件の土地に建築する建物に地上権、質権、使用賃借による権利又は賃貸借その他使用及び収益を目的とする権利を設定しないこと。
- (3) 売買物件の建物及び売買物件の土地に建築する建物を区分所有権の目的としないこと。

(報告義務)

第12条 買主は、指定期間において、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、書面により売主に報告しなければならない。

- (1) 買主の所在地、名称、連絡先を変更したとき。
- (2) 買主の代表者を変更したとき。
- (3) その他、計画書の内容に基づく土地利用等の継続に影響を与える事実が生じたとき。

(公序良俗に反する使用の禁止)

第13条 買主は、売買物件を札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号。以下「暴排条例」という。）第2条第1項第1号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用してはならない。

- 2 買主は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、前項の使用の禁止義務を承継させるものとし、当該第三者に対して同項の定めに反する使用をさせてはならない。
- 3 買主は、前項の第三者が売買物件の所有権を移転する場合にも同様に、前2項の内容を転得者に承継することを義務付けなければならない。
- 4 買主は、売買物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して第1項の定めに反する使用をさせてはならない。この場合において、買主は、同項の使用の禁止を免れるものではない。
- 5 買主は、前項の第三者が新たな第三者に売買物件を使用させる場合も同様に、第1項及び前項の内容を遵守させなければならない。

(風俗営業等の禁止)

第14条 買主は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業その他これに類する業の用に供してはならない。

- 2 買主は、売買物件の所有権を第三者に移転する場合には、前項の使用の禁止義務を承継させるものとし、当該第三者に対して同項の定めに反する使用をさせてはならない。
- 3 買主は、売買物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して第1項の定めに反する使用をさせてはならない。この場合において、買主は同項の使用の禁止を免れるものではない。

(実地調査等)

第15条 売主は、指定期間において、第11条から第15条に規定する内容について必要があると認めるときは、買主に対し履行の状況を確認するために質問し、立入検査を行い、帳簿、書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 買主は、指定期間において、売主から要求があるときは、第11条から第15条に規定する内容について、その事実を証する書類その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を直ちに売主に報告しなければならない。

3 買主は、指定期間において、正当な理由なく前2項の規定による調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

4 買主は、指定期間において、売買物件について権利の設定又は所有権の移転を行っていない事実及び利用状況の事実を証する登記事項証明書その他の資料を添えて、売買物件の利用状況等を売主に年1回（毎年6月30日まで）報告しなければならない。

（違約金）

第16条 買主は、次の各号に規定する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に規定する金額を違約金として売主に支払わなければならない。

（1） 第11条、第12条、第14条又は第15条に規定する義務に違反したときは、売買代金の30パーセントに相当する金額

（2） 第16条に規定する義務に違反したときは、売買代金の10パーセントに相当する金額

（3） 第3条第3項に規定する義務を履行せず指定する期限後に納める場合は、当該期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、その未納入額につき年14.6パーセントの利率で計算した金額

2 前項の違約金は、第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第17条 売主は、買主が次のいずれかに該当する場合は、催告せず、本契約を解除することができる。

（1） 本契約に定める義務を履行しないとき。

（2） 暴排条例第2条第1項第1号に規定する暴力団その他の反社会的団体に該当することが判明したとき。

（買戻し特約及び特約登記）

第18条 売主は、買主が第11条、第12条、第14条又は第15条に規定する義務に違反したときは、買主が支払った売買代金を返還することにより、売買物件の買戻しをすることができるものとする。ただし、その売買代金には利息は付さない。

2 前項の規定の期間は、第5条第2項に規定する指定期間とする。

3 第1項の場合において、売買物件の土地が分筆されているときは、第3条第2項第1号に定める土地の売買代金を分筆後の面積に応じて按分した額を分筆後の各土地の売買代金（以下「分筆後按分した売買代金」という。）とし、分筆後の各土地について売主が第1項の買戻権を行使したときは、分筆後按分した売買代金の返還を行うものとする。

- 4 買主は、売主が売買物件に第1項及び第2項に定める買戻しの特約事項を登記することを承諾するものとし、その登記に必要な書類を売主に提出しなければならない。
- 5 第2項に規定する期間が経過したとき、売主は、買主の請求により前項の特約事項の抹消登記を囑託するものとし、その登記に要する費用は買主の負担とする。

(買戻権の行使)

第18条の2 売主が第19条第1項に定める買戻権を行使したとき、所有権移転に係る登記は売主が行うものとし、買主は売主の指定する期日までにその登記に必要な書類を売主に提出しなければならない。また、その登記に必要な費用は買主の負担とする。

- 2 前項の所有権移転登記が完了した後、売主は買主の請求により、買主に売買代金の返還を行うものとする。
- 3 売主は、買戻権を行使するときは、買主の負担した本契約の費用を返還しない。
- 4 売主は、買戻権を行使するときは、買主が支払った違約金及び買主が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。

(返還金等)

第19条 売主又は買主が本契約を解除したとき、売主は、既に買主が支払った売買代金(契約保証金を除く)があるときは、それを買主に返還する。

- 2 売主又は買主がこの契約を解除したときは、売主は、買主が支払った契約保証金は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金は買主に返還する。

(1) 売主の責めに帰す事由により、契約を解除するとき。

(2) 第9条第1項の規定により契約を解除するとき。

- 3 前2項による返還金には利息を付さない。
- 4 売主は、本契約を解除したときは、買主の負担した本契約の費用は返還しない。
- 5 売主は、本契約を解除したときは、買主が支払った違約金及び買主が売買物件に投じた必要費、有益費その他一切の費用は返還しない。
- 6 売主は、前条第2項、本条第1項及び第2項の規定により売買代金を返還する場合において、買主が第17条第1項に規定する違約金、次条第2項に定める費用、同条第3項若しくは第4項又は第22条に規定する損害賠償金を売主に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺するものとする。

(原状回復及び返還)

第20条 売主又は買主が売買物件の引渡し後にこの契約を解除したとき又は売主が第19条第1項の規定により買戻権を行使したとき、買主は、売主の指示するところにより、売買物件を自らの負担で引渡し時の状態に回復したうえで、売主に返還しなければならない。ただし、売買物件を引渡し時の状態に回復することが適当でないと売主が認めたときは、現状のまま返還することができる。

- 2 売主の指定した期日までに、買主が前項に定める原状回復義務を履行しないときは、売主は買主に代わってこれを行うことができるものとし、買主に対して原状回復に要した費用を請求することができるものとする。

- 3 買主は、第1項ただし書きの場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として、買戻権を行使した場合においては買戻権行使時における、また、売主又は買主が本契約を解除した場合においては契約解除時における売買物件の時価により減損額に相当する金額を売主に支払わなければならない。また、買主の責めに帰すべき事由により売主に損害を与えているときは、その損害に相当する金額を売主に支払わなければならない。
- 4 第1項の場合において、買主は、滅失その他の事由により売買物件の全部又は一部を返還することができないときは、その損害賠償として売主の定める金額の支払いをもって返還に代えることができる。
- 5 買主は、第1項の規定により売買物件を売主に返還するときは、売主の指定する期日までに売買物件（契約締結後に売買物件の土地に建築した建物等の存在を原因として第1項ただし書きを適用する場合は、それらの建物等を含む。）の所有権移転登記の承諾書を売主に提出し、その登記に要する費用を負担しなければならない。

（損害賠償）

第21条 売主は、買主が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を、買主に請求することができるものとする。

（公租公課の負担）

第22条 本契約締結後に到来する公租公課は、買主の負担とする。

（契約締結の費用）

第23条 本契約の締結に要する費用は、買主の負担とする。

（相隣関係等）

第24条 買主は、売買物件の引渡し以後においては、十分な注意をもって売買物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するとともに、万一紛争が生じた場合には、全て買主の負担と責任において解決しなければならない。

2 買主は事業に着手するにあたって、近隣住民や地元関係団体からの要望等に対し、誠意をもって協議に応じなければならない。

（管轄裁判所）

第25条 本契約について訴訟等が生じたときは、売主の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（契約に定めのない事項）

第26条 本契約に疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、売主及び買主が協議のうえ定める。

本契約を証するため、本書を2通作成し、売主及び買主が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

売主 札幌市中央区北1条西2丁目
 札幌市
 代表者 市長 秋元 克広 印

買主 住 所
 氏 名
 印

物件の表示

- 1 旧青葉小学校
- (1) 土地

所在	地番	地目	公簿面積	実測面積
札幌市厚別区青葉町 6 丁目	435－319	宅地	12,275.80 m ²	12,275.80 m ²

物 件 説 明 書

最低価格	633,000,000円
------	--------------

※土地の参考価格（非課税）

土 地

物件の表示	所在	地番	地目	公簿面積	実測面積
	札幌市厚別区青葉町6丁目	435-319	宅地	12,275.80㎡	12,275.80㎡

区域区分	市街化区域				
計画道路	なし				
区画整理	なし				
開発許可	1,000㎡以上の開発行為は札幌市長の許可が必要				
用途地域	第一種中高層住居専用地域				
建蔽率	60%				
容積率	200%				
特別用途地区	なし				
高度地区	27m高度地区				
その他	居住誘導区域、都市機能誘導区域外、景観計画区域、宅地造成等工事規制区域、建築基準法第22条区域、自動車ふくそう地区、地区計画（青葉町団地）、緑保全創出地域（居住系市街地）、札幌市屋外広告物条例				
許可・認定	なし				
接続道路	北	下野幌団地12号線	舗装済・歩道有	幅員	8.00m～8.00m
	南	下野幌団地14号線	舗装済・歩道有	幅員	8.00m～13.04m
	西	下野幌団地29号線	舗装済・歩道有	幅員	17.84m～39.00m

公共供給施設	種類	接面道路の状況	主な問合先		
	電気	配線 有	北海道電力(株)道央支社	法人営業グループ	011-251-4795
	ガス	配管 有	北海道ガス(株)		0570-008800
	上水道	配管 有	札幌市水道局	電話受付センター	011-211-7770
	下水道	配管 有	札幌市下水道河川局事業推進部排水指導課		011-818-3422

公共施設等までの距離	公共施設等		距離
	地下鉄新さっぽろ駅（厚別区厚別中央2条5丁目）		約 1,200m
	札幌市立青葉中学校（厚別区青葉町10丁目1-1）		約 700m
	札幌市立新札幌わかば小学校（厚別区厚別南7丁目9-1）		約 900m
	厚別区役所（厚別区厚別中央1条5丁目3-2）		約 900m

特記事項

1. 土地は測量による実測値に基づき登記済みです。
2. 本物件内には、【資料3】のとおり埋設物（暗渠排水管、污水枳など）が一部残置されております。また、【資料3】に記載はありませんが、擁壁が残置されております。
3. 本物件内において、筋掘調査は実施していないため、本資料等に記載されていない埋設物が残置されている可能性があります。
4. 本市では、埋設物及び残置物の撤去は行いません。
5. 本物件には、【資料4】のとおり越境している工作物が存在します。なお、札幌市と隣地所有者の間で確約書を締結しており、隣地所有者が改築等を行う際、当該工作物を撤去することとしています。確約書は、売買契約を締結する際に引き継ぎいたします。
6. 本物件外には、【資料4】のとおり擁壁が一部道路に設置されております。擁壁を残置される場合は、道路管理者との協議が必要となります。
7. 本物件の敷地は文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」内に含まれておりません。
8. 本物件は、土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく指定区域には指定されていません。また、現時点で土壤汚染のおそれがないことを確認済みです。
9. 本物件は現況のまま売却いたします。なお、擁壁解体に伴う工事費等は事業者の負担となります。

地図番号	境界標の種類及び筆界点の記号又は点名					
	種類	コンクリート標		金属標		
連括176・連括177	既設					
連括188・連括189	新設	N1~N3, M1, M2		N4		
与点の種類	①. 公共基準点		□. 図根点	△. 登記基準点		二.

世界測地系

基準点成果表

種類	点名	X	Y
街区多角点	10C46	-107376.100	-62939.513
街区多角点	10C51	-107333.020	-63067.413
街区多角点	10C53	-107687.867	-63144.184

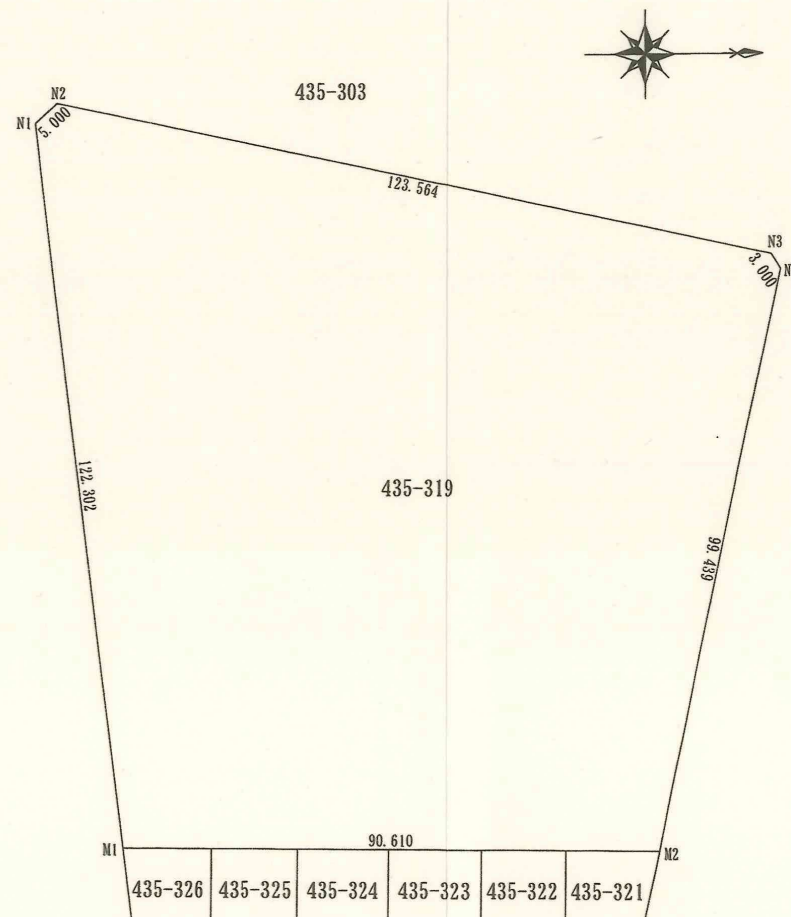
更正前 12273.06 m²
更正後 12275.80 m²

求積表

地番	435-319				
N0	X _n	Y _n	Y _{n+1} -Y _{n-1}	X _n ・(Y _{n+1} -Y _{n-1})	
N1	-107550.899	-63111.112	-124.818	13424288.111382	
N2	-107547.192	-63114.468	23.157	-2490470.325144	
N3	-107426.506	-63087.955	29.039	-3119558.307734	
N4	-107424.886	-63085.429	99.700	-10710261.134200	
M2	-107445.991	-62988.255	95.779	-10291069.571989	
M1	-107536.590	-62989.650	-122.857	13211622.837630	
倍面積				24551.609945 m ²	
面積				12275.8049725 m ²	

座標系	XⅡ系
測量年月日	令和元年 7月 8日

地番	435-319	土地所在図
土地の所在	札幌市厚別区青葉町六丁目	

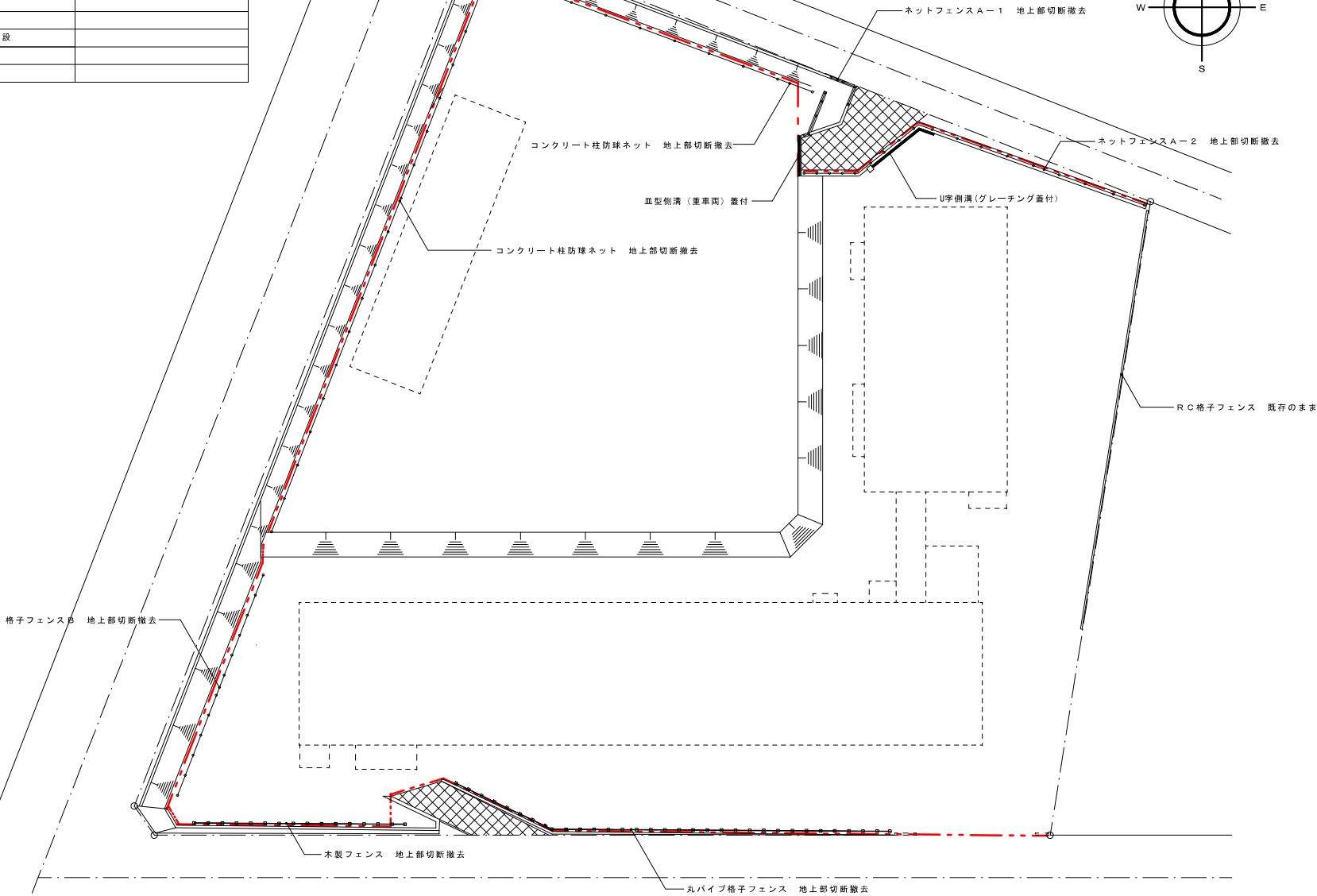


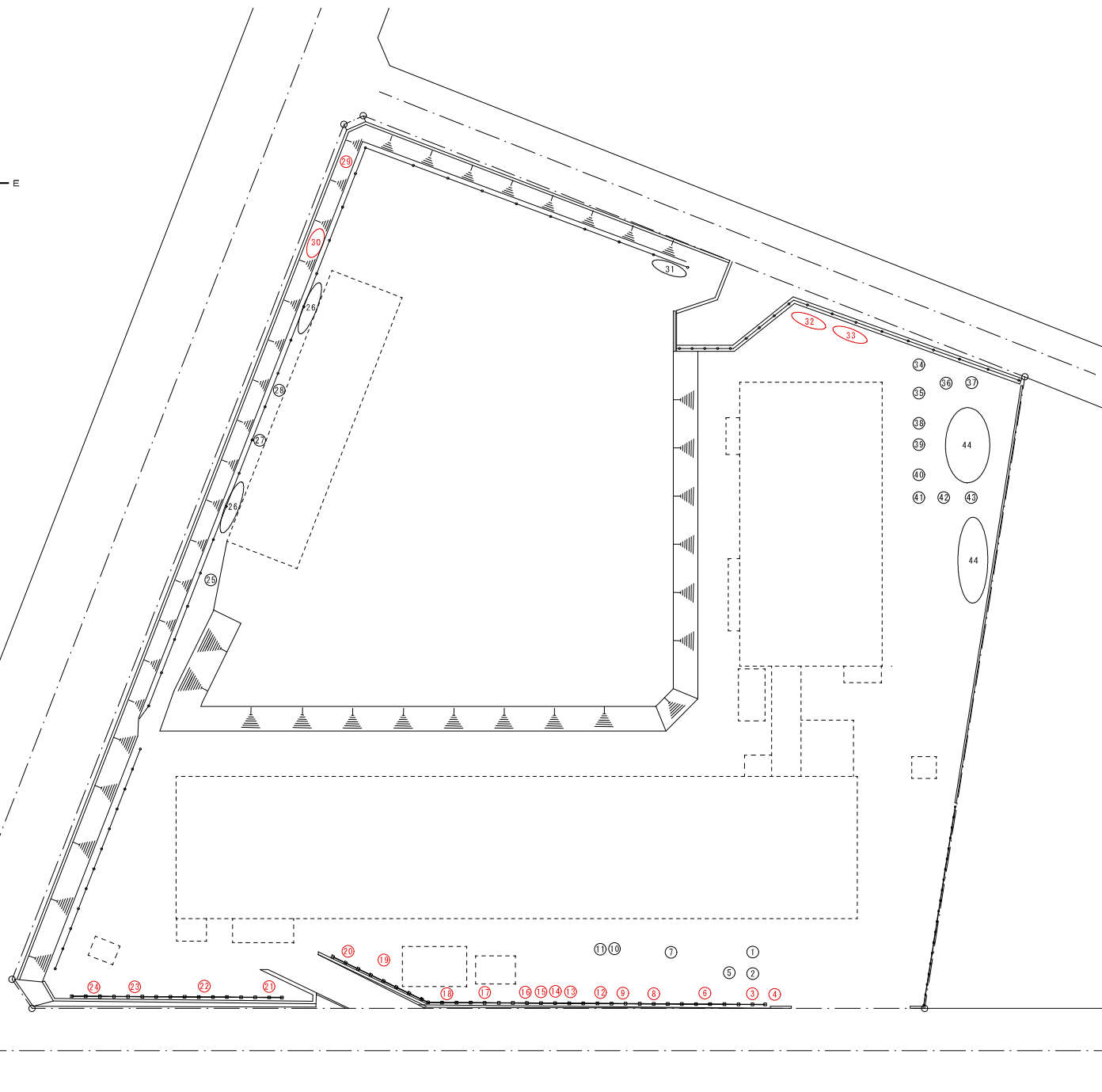
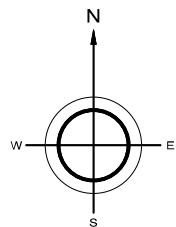
作成者	札幌市北区屯田3条2丁目8番45号	
	土地家屋調査士	大西 昭雄
(令和元年 8月 13日作成)		

申請人	札幌市	縮尺	1/1,000
-----	-----	----	---------

撤去後外構残置リスト

凡 例	種 別	備 考
[---]	既存建物・・・解体撤去	
[XXXXXX]	アスファルト舗装・・・既存のまま	
図示	コンクリート柱防球ネット（柱25本、支柱2本）・・・地上部切斷撤去	地中部残置単管槽マーキング
図示	丸パイプ格子フェンス・・・地上部切斷撤去	
図示	木製フェンス・・・地上部切斷撤去	
図示	格子フェンスB・・・地上部切斷撤去	
図示	ネットフェンスA-1・・・地上部切斷撤去	
図示	ネットフェンスA-2・・・地上部切斷撤去	
---	単管槽 H=1000 369m （支柱根入れ800 @1500）・・・新設	
[]	皿型側溝（重車面）蓋付 L=4.2m・・・既存のまま	
[]	U字側溝・雨水拵 L=11.6m・・・既存のまま	





伐採・伐根 樹種リスト

番号	樹種名	C (cm)	H (m)	備考
①	ヤマモミジ	110	8.0	伐根
②	アカマツ	100	8.0	伐根
③	サクラ	140	8.0	伐採100残し
④	ヤマボウシ	30	4.0	伐採100残し
⑤	ウメ	30	4.0	伐根
⑥	サクラ	140	9.0	伐根
⑦	ナナカマド	130	9.0	伐根
⑧	サクラ	80	9.0	伐採100残し
⑨	サクラ	120	9.0	伐採100残し
⑩	ニシキギ	20	2.0	伐根
⑪	マユミ	20	2.0	伐根
⑫	マキ	30	5.0	伐採100残し
⑬	サクラ	160	8.0	伐採100残し
⑭	ナナカマド	100	10.0	伐採100残し
⑮	ハンノキ	140	12.0	伐採100残し
⑯	サクラ	130	9.0	伐採100残し
⑰	サクラ	130	9.0	伐採100残し
⑱	シダレヤナギ	170	12.0	伐採100残し
⑲	ナナカマド	100	9.0	伐採100残し
⑳	ナナカマド	90	8.0	伐採100残し
㉑	アカエゾマツ	110	14.0	伐採100残し
㉒	アカエゾマツ	110	14.0	伐採100残し
㉓	ナナカマド	80	6.0	伐採100残し
㉔	ナナカマド	80	7.0	伐採100残し
㉕	ムクゲ	60	3.0	伐根
㉖	シラカバ	9	2.5	伐根 50本
㉗	シラカバ	60	8.0	伐根
㉘	ヤナギ	60	8.0	伐根
㉙	シラカバ	60	7.0	伐採100残し
㉚	シラカバ	30	5.0	伐採100残し
㉛	ムクゲ	80	5.0	伐根 3本
㉜	シラカバ	70	6.0	伐採100残し
㉝	シラカバ	50	6.0	伐採100残し
㉞	アツキナシ	80	9.0	伐根
㉟	ボブラ	120	18.0	伐根
㊱	ネグンドカエデ	50	15.0	伐根
㊲	サクラ	80	18.0	伐根
㊳	イタヤカエデ	50	15.0	伐根
㊴	ハンノキ	100	20.0	伐根
㊵	ニレ	70	10.0	伐根
㊶	ボブラ	110	15.0	伐根
㊷	ボブラ	90	15.0	伐根
㊸	イタヤ	90	15.0	伐根
㊹	ボブラ	9	4.0	伐根 50本

撤去後校舎棟屋外排水残置リスト

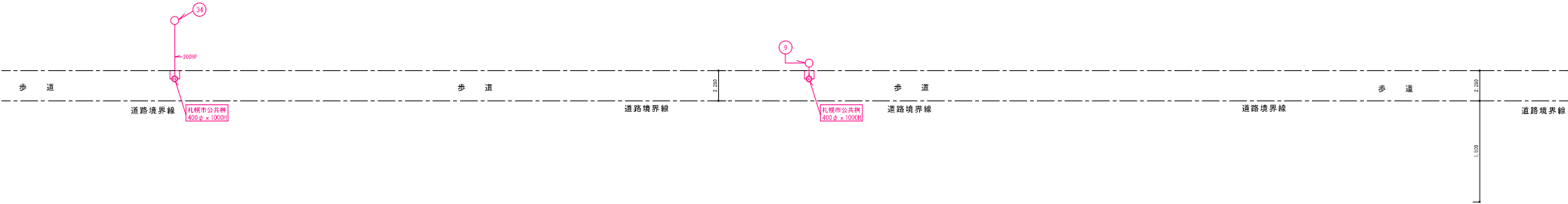
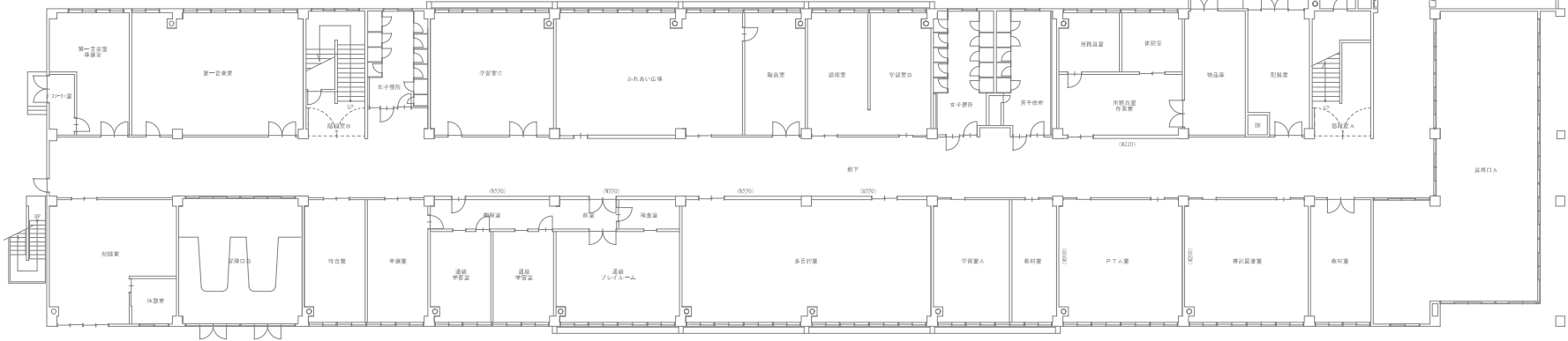
記号	樹名	樹径	深さ (H)	蓋種類	備 考
1-1	汚水樹	450φ	300	MHAA-R400φ	撤去
1-2	汚水樹	450φ	315	MHAA-R400φ	撤去
1-3	汚水樹	450φ	410	MHAA-R400φ	撤去
1	汚水樹	450φ	450	MHAA-R400φ	撤去
2	汚水樹	450φ	495	MHAA-R400φ	撤去
3	汚水樹	450φ	555	MHAA-R400φ	撤去
4	汚水樹	450φ	670	MHAA-R400φ	撤去
5	汚水樹	450φ	730	MHAA-R400φ	撤去
6	汚水樹	450φ	840	MHAA-R400φ	撤去
7	汚水樹	450φ	900	MHAA-R400φ	撤去
8	汚水樹	600φ	930	MHAA-R500φ	撤去
9	汚水樹	600φ	1020	MHAA-R500φ	公共側へ接続(残置) ※木製マンホール設置
10	汚水樹	600φ	380	MHAA-R500φ	撤去
11	汚水樹	600φ	430	MHAA-R500φ	撤去
12	汚水樹	600φ	480	MHAA-R500φ	撤去
13	汚水樹	450φ	630	MHAA-R400φ	撤去
14	汚水樹	600φ	700	MHAA-R500φ	撤去
15	汚水樹	450φ	800	MHAA-R400φ	撤去
16	汚水樹	450φ	880	MHAA-R400φ	撤去
17	汚水樹	450φ	940	MHAA-R400φ	撤去
18	汚水樹	450φ	330	MHAA-R400φ	撤去
19	汚水樹	450φ	350	MHAA-R400φ	撤去
20	汚水樹	450φ	570	コンクリート蓋450φ	撤去
21	汚水樹	450φ	590	MHBB-R400φ	撤去

撤去後校舎棟屋外排水残置リスト

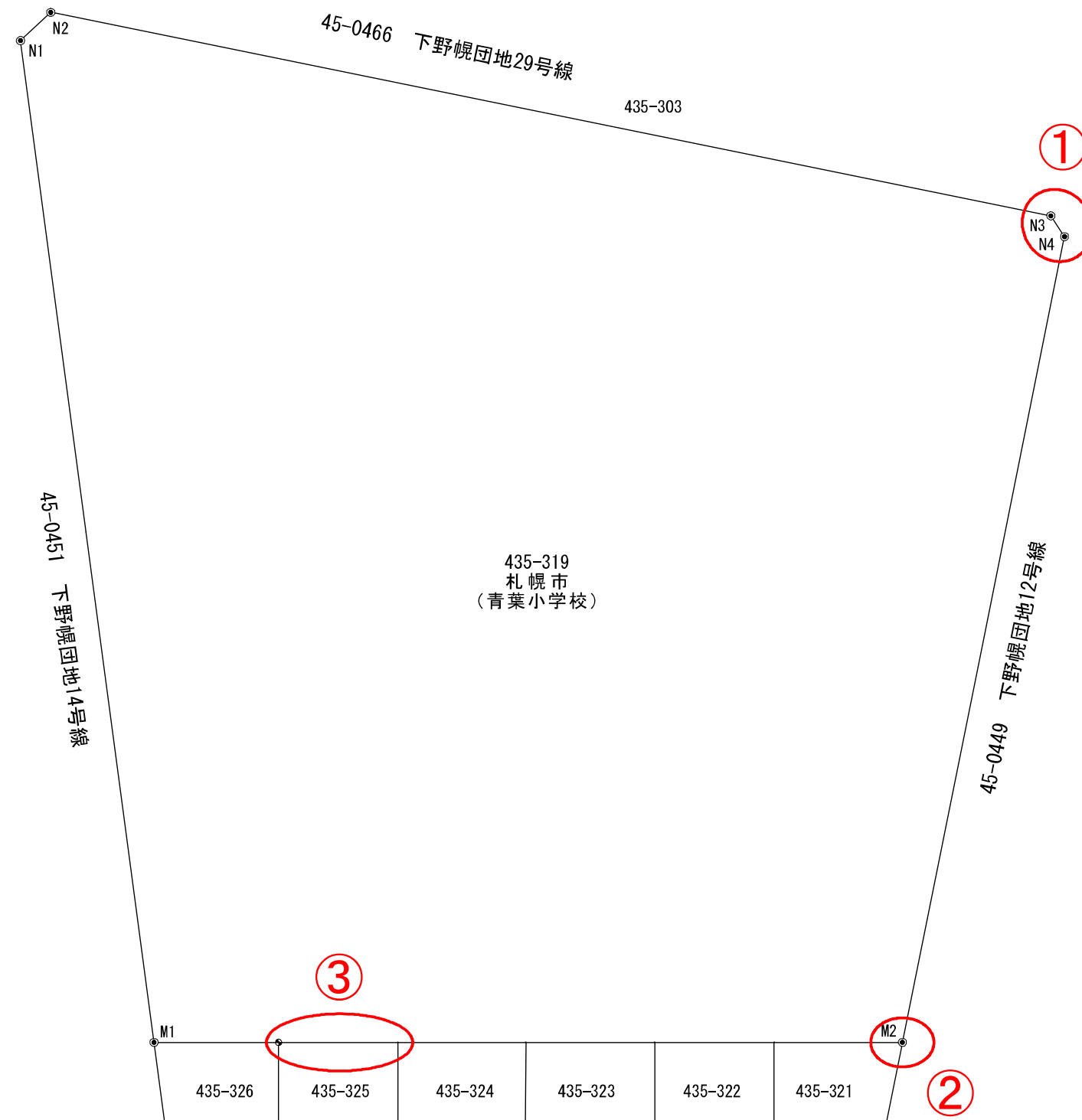
記号	樹名	樹径	深さ (H)	蓋種類	備 考
22	汚水樹	600φ	690	MHAA-R500φ	撤去
23	汚水樹	600φ	730	MHAA-R500φ	撤去
24	汚水樹	600φ	360	コンクリート蓋600φ	撤去
25	汚水樹	450φ	370	MHAA-R400φ	撤去
26	汚水樹	450φ	400	MHAA-R400φ	撤去
27	汚水樹	600φ	560	MHAA-R500φ	撤去
28	汚水樹	600φ	660	MHAA-R500φ	撤去
29	汚水樹	600φ	735	MHAA-R500φ	撤去
30	汚水樹	600φ	765	MHAA-R500φ	撤去
31	汚水樹	600φ	845	MHAA-R500φ	撤去
32	汚水樹	600φ	945	MHAA-R500φ	撤去
33	汚水樹	600φ	1020	MHAA-R500φ	撤去
34	汚水樹	600φ	1080	MHAA-R500φ	公共側へ接続(残置) ※木製マンホール設置
35	汚水樹	600φ	900	MHAA-R500φ	撤去
36	汚水樹	450φ	600	MHAA-R400φ	撤去

撤去後校舎棟屋外排水残置リスト

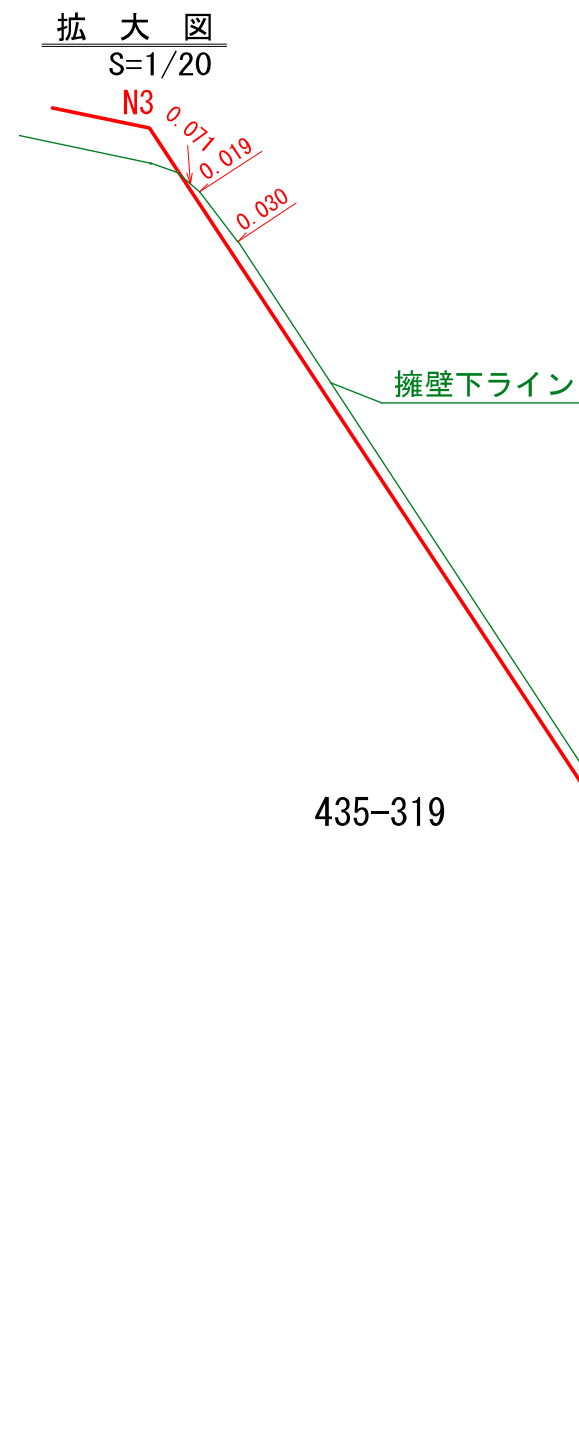
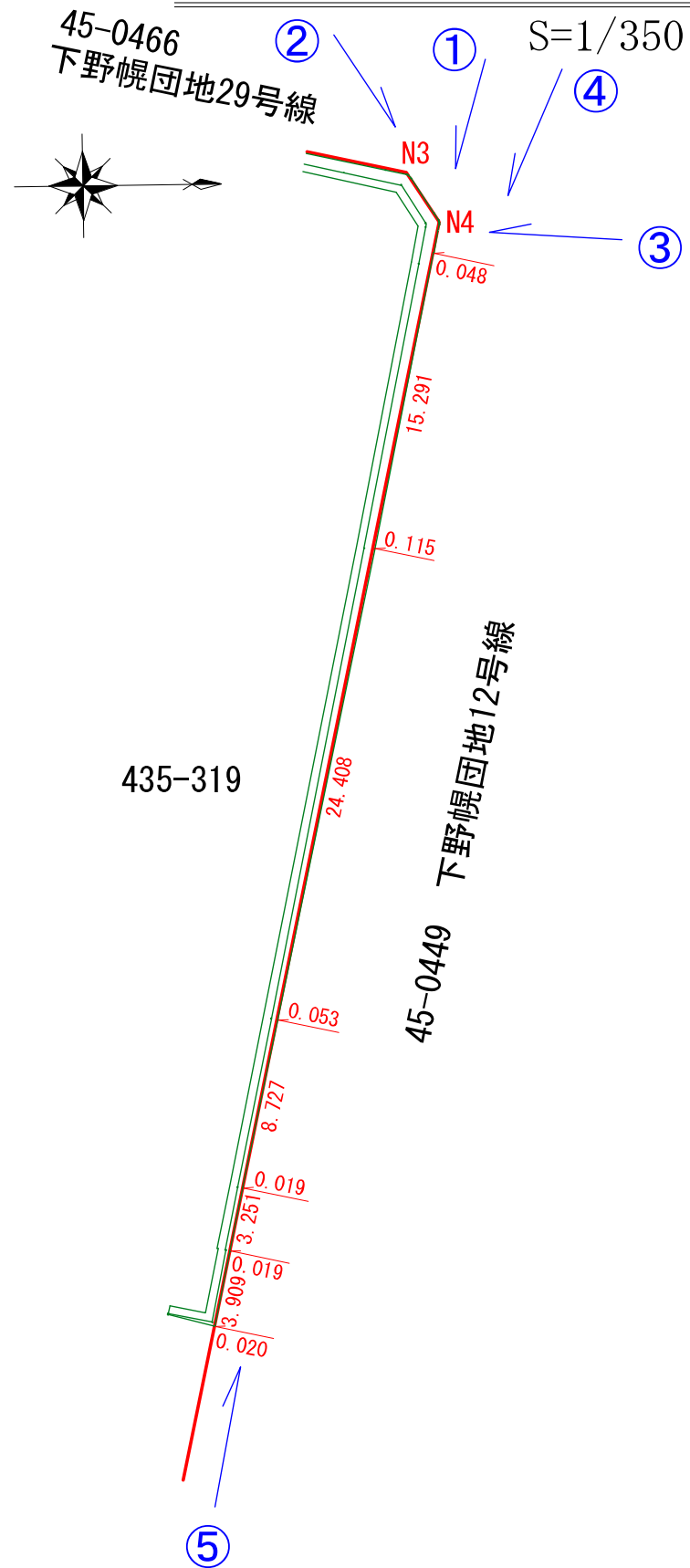
記号	樹名	樹径	深さ (H)	蓋種類	備 考
A	庇溜樹	600φ	300	コンクリート蓋600φ	撤去
B	庇溜樹	450φ	325	MHAA-R400φ	撤去
C	庇溜樹	450φ	350	MHAA-R400φ	撤去
D	庇溜樹	450φ	400	MHAA-R400φ	撤去
E	庇溜樹	450φ	430	MHAA-R400φ	撤去



物件調査箇所図

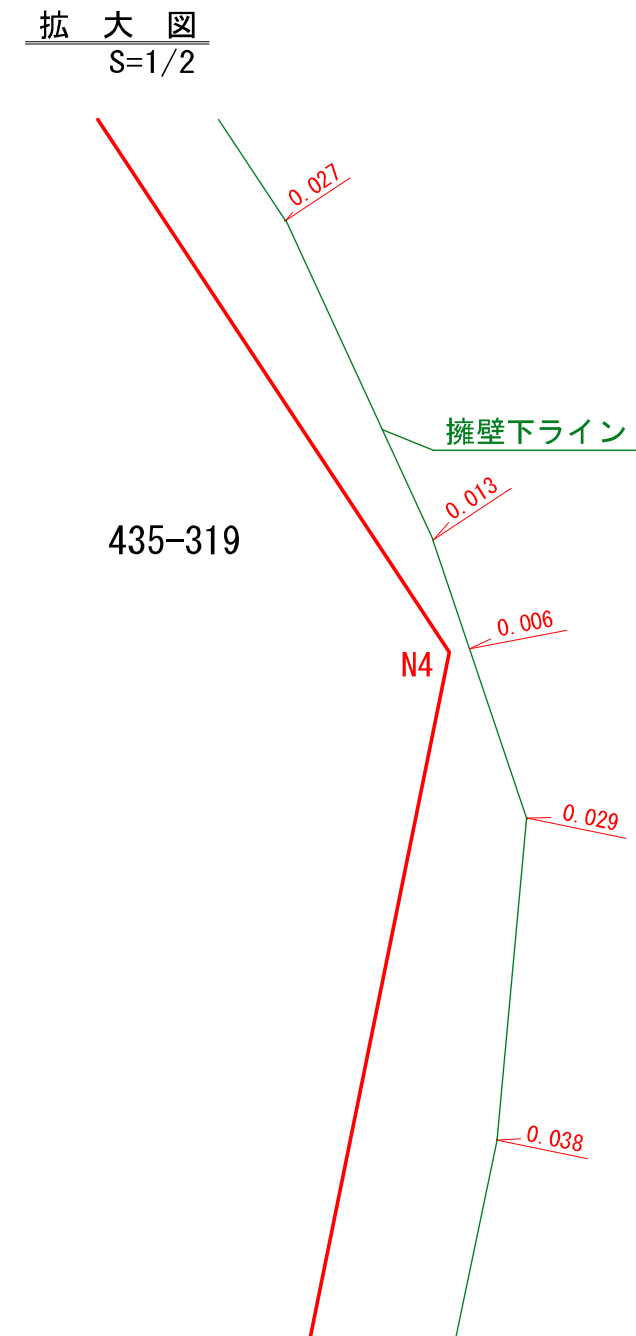


物件調査図①



住所	札幌市厚別区青葉町6丁目 435番319
氏名	札幌市
物件の内容	コンクリート擁壁

求積式
コンクリート擁壁 CAD求積による = 3.91㎡



物件調査図①

住 所 札幌市厚別区青葉町 6 丁目 435 番 319

氏 名 札 幌 市

物件の内容 コンクリート擁壁

①



②



③



④



⑤



物件調査図②

S=1/20

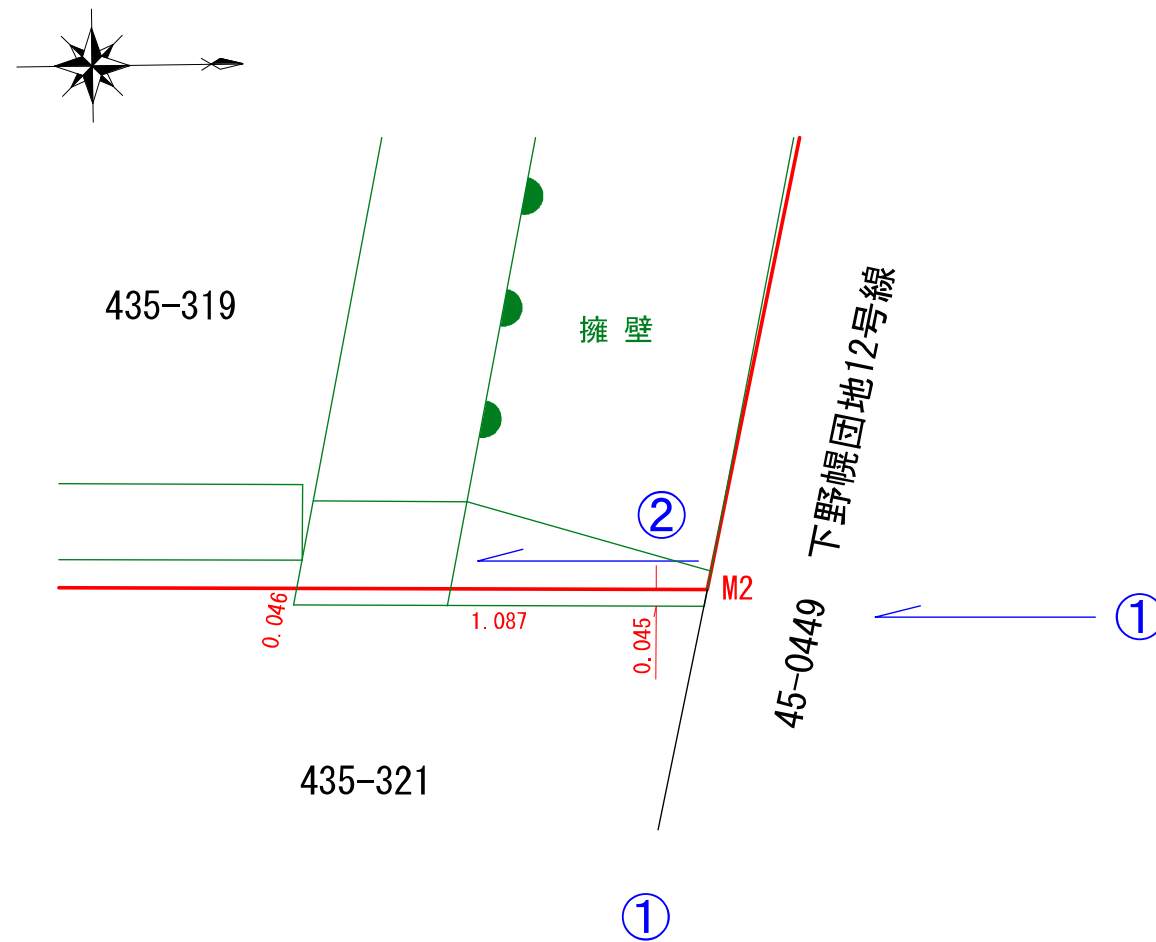
住 所 札幌市厚別区青葉町 6 丁目 435 番 319

氏 名 札 幌 市

物件の内容 コンクリート擁壁

求 積 式

コンクリート擁壁 CAD求積による = 0.04㎡



物件調査図③

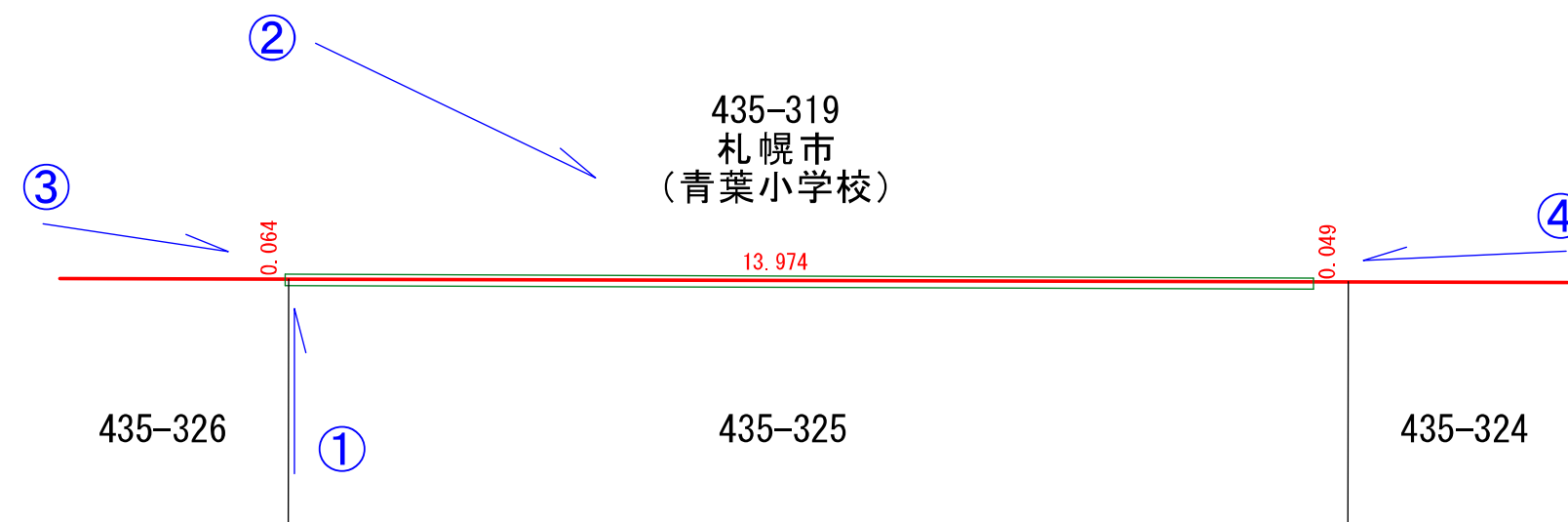
S=1/100

住 所 札幌市厚別区青葉町 6 丁目 435 番 325

氏 名 阿部 小たき

物件の内容 ブロック塀

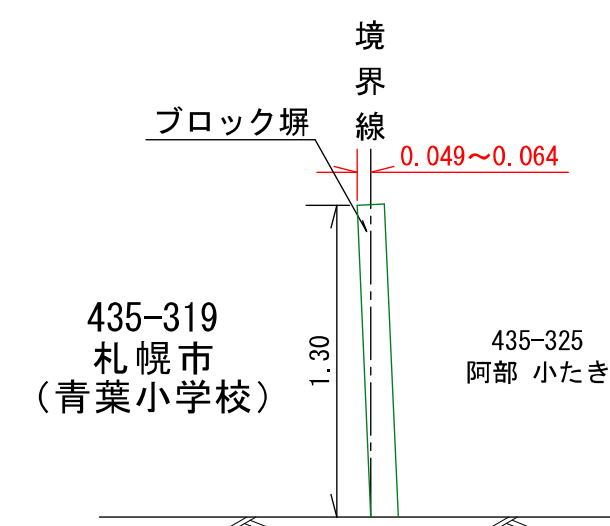
平 面 図



求 積 式

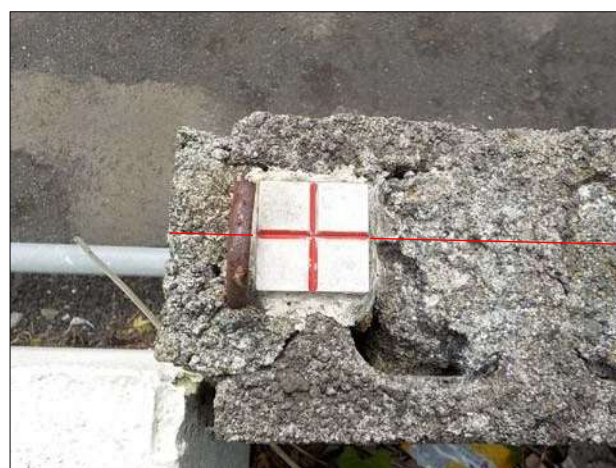
ブロック塀 CAD求積による = 0.78㎡

側 面 図



※ ブロック塀は傾斜している為、上部のみ青葉小学校敷地に越境しています。

①



②



③



④

